

	労働基準法	労働安全衛生法	労働者災害補償保険法	雇用保険法	労働保険徴収法	健康保険法	国民年金法	厚生年金保険法	
許可	行政官庁(所轄労働基準監督署長) 法33条第1項 災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等 法41条 労働時間等に関する規定の適用除外 法56条第2項 最低年齢 法61条第3項 深夜業 行政官庁(都道府県労働局長) 法71条 職業訓練に関する特例	都道府県労働局長 法37条 製造の許可(特定機械等) 則8条 衛生管理者の選任の特例 厚生労働大臣 法56条 製造の許可(労働者に重度の健康障害を生ずるおそれのある物) 法75条の10 試験事務の休廃止 事業者 則29条第1項 安全装置等の有効保持							許可
認可		厚生労働大臣 法75条の4 役員を選任及び解任 法75条の6 試験事務規程 法75条の7 事業計画の認可等		公共職業安定所長 法43条第4項他 日雇労働被保険者	厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任) 法8条第2項 請負事業の一括 法9条 継続事業の一括 法33条第2項 労働保険事務組合 法附則2条第1項 雇用保険に係る保険関係の成立に関する暫定措置(雇用保険暫定任意適用事業) 法附則3条第1項 雇用保険に係る保険関係の消滅に関する暫定措置(雇用保険暫定任意適用事業)	厚生労働大臣 法7条の6・27・31・34 協会(定款の変更、事業計画等の認可、借入金、重要な財産の処分) 法12-16・23-24・26条他 健康保険組合(設立、規約の変更、合併・分割・解散) 法31-32・33条 任意適用事業所(加入、取消) 法76条第3項 借金の給付に関する費用(費用の額について別段の定めをする) 法160条第8項 保険料率(協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするとき) 法180条第5項 保険料等の督促及び滞納処分(協会又は健康保険組合が国控滞納処分の場合により処分を行う場合) 法185条 健康保険組合連合会(設立の認可等) 法204条の3・4・5 機構が行う滞納処分等に係る認可、滞納処分等実施規程、立入検査等に係る認可等 法204条の8 協会が行う立入検査等に係る認可等 法附則3条 特定健康保険組合	厚生労働大臣 法109条第2項 国民年金事務組合 法109条の6・7・8 機構が行う滞納処分等に係る認可、滞納処分等実施規程、立入検査等に係る認可 法109条の11第2項 機構が行う収納 法120・128・135・137条の3・4の7 基金(規約の変更、業務の一部委託、解散、合併・分割) 法137条の7・15 国民年金基金連合会(設立の認可等、年金又は一時金の支給事業、業務の一部委託、解散)	厚生労働大臣(機構に委任) 法6条第3項・8条 任意適用事業所(加入、取消) 法10-11条 任意専決被保険者(加入、取消) 厚生労働大臣 法100条の6・7・8 機構が行う滞納処分等に係る認可、滞納処分等実施規程、立入検査等に係る認可 法100条の11 機構が行う収納	認可
認定	行政官庁(所轄労働基準監督署長) 法19条第2項 解雇制限 法64条 解雇費用 法78条 休業補償及び障害補償の例外	所轄労働基準監督署長 法88条第1項他 計画の届出等 都道府県労働局長 則61条の3第1項 快適な職場環境の形成のための措置	都道府県労働局長 則39条第1項 働き方改革推進支助助成金 厚生労働省労働基準局長が定める基準によって行う 則14条の4 遺族補償給付等に係る生計維持の認定 則46条の28 特別加入者に係る業務災害、複発業務要因災害及び通勤災害の認定 都道府県労働局長 則102条の3第1項 雇用調整助成金 則102条の5第9項 労働移動支助助成金(職業訓練計画) 則118条第2項 人材確保等支助助成金 則118条の2第2項 キャリアアップ助成金 厚生労働大臣 則112条第3項 地域雇用開発助成金(大規模雇用開発計画)	公共職業安定所長 法15条他 失業の認定 法25・26条 広域延長給付 法29条 給付日数を延長した場合の給付制限 法32条第3項他 給付制限 法37条第1項他 傷病手当 則102条の5第1項 労働移動支助助成金 都道府県労働局長 則102条の3第1項 雇用調整助成金 則102条の5第9項 労働移動支助助成金(職業訓練計画) 則118条第2項 人材確保等支助助成金 則118条の2第2項 キャリアアップ助成金 厚生労働大臣 則112条第3項 地域雇用開発助成金(大規模雇用開発計画)			厚生労働大臣(機構に委任) 法7条第2項 被保険者(第2号被保険者の収入により生計を維持することの認定) 法33条の2第4項 障害基礎年金の額(障害基礎年金の受給権者によって生計を維持していること又はその者による生計維持の状態がやんだこととの認定) 法37条の2第3項 遺族の範囲(被保険者又は被保険者であった者によって生計を維持していたこととの認定)	認定	
承認			政府(所轄都道府県労働局長) 法34条第1項他 特別加入	厚生労働大臣 則4条他 法6条第6号(適用除外・国、都道府県、市町村等の事業に雇用される一定の者)の厚生労働省令で定める者	政府(所轄都道府県労働局長)入職収育) 法21条の2 口座振替による納付等 厚生労働大臣(所轄都道府県労働局長)入職収育) 法23条第3項 印紙保険料の納付(印紙保険料納付計画)	厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合 法3条第1項 被保険者の定義 厚生労働大臣 法3条第2項 日雇特別被保険者の定義 法4条第1項 保険料の通知 法附則3条の4の3 特定保険料の納付 法附則3条の4の7 特定事由に係る申出等の特例 法附則3条の4の9 特定事由に係る保険料の納付の特例 法附則3条の4の10 特定事由に係る付加保険料の納付の特例 法附則3条の4の11 特定事由に係る保険料の滞納の特例 法34条 2以上の事業所を1つの適用事業所とする申請 法166条 口座振替による納付	厚生労働大臣(機構に委任) 法92条の2 口座振替による納付 法92条の2の2 指定代理納付者による納付 法4条第1項 保険料の通知 法附則3条の4の3 特定保険料の納付 法附則3条の4の7 特定事由に係る申出等の特例 法附則3条の4の9 特定事由に係る保険料の納付の特例 法附則3条の4の10 特定事由に係る付加保険料の納付の特例 法附則3条の4の11 特定事由に係る保険料の滞納の特例	厚生労働大臣(機構に委任) 法8条の2 2以上の事業所を1つの適用事業所とする申請 法83条の2 口座振替による納付 所轄大臣 法79条の6 積立金の管理運用の方針(管理運用の方針を定め、又は変更しようとするとき)	承認
報告又は要請		厚生労働大臣 法9条 報告等 法89条第3項 厚生労働大臣の審査等 厚生労働大臣又は労働基準監督署長 法88条第7項 計画の届出等 都道府県労働局長又は労働基準監督署長 法88条第4項 使用停止命令等							報告又は要請
報告	厚生労働省の女性主管局長 法100条 女性主管局長の権限	都道府県労働局長 法10条第3項 総合安全衛生管理者 則9条 共同の衛生管理者の選任 則55条 突撃の報告 産業界 法13条第5項 産業界等 則14条第3項他 産業界及び産業界関係者の職務等 厚生労働大臣 法57条の4第4項 化学物質の有害性の調査 法78条第5項 特別安全衛生改善計画		事業者 則36条 法23条第2項第2号(特定受給資格者)の厚生労働省令で定める理由(事業者から退職するよう勧告を受けたこと)	厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任) 法26条第2項 特別納付保険料の納付等			厚生労働大臣 則133条 被保険者及び被保険者であった者に対する情報の提供等(年金たる給付を受ける権利の認定を請求することの勧告)	報告
勧奨		厚生労働大臣 法80条第1項 安全衛生診断 産業界 則52条の3第4項 面接指導の実施方法等 検査を行った医師等 則52条の16第3項 面接指導の実施方法等						厚生労働大臣 則128条 被保険者及び被保険者であった者に対する情報の提供等(年金たる給付を受ける権利の認定を請求することの勧告)	勧奨